

5-79 方向指示器

5-79-1 装備要件

自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）には、方向指示器を備えなければならない。（保安基準第41条第1項）

- ① 最高速度 20km/h 未満の自動車であって長さが 6 m 未満のもの（かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものに限る。）
- ② 牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6 m 未満となる被牽引自動車

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係）

- ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m〔5-79-3(1)③、④（自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ 6 m 以上の自動車	15W 以上 60W 以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W 以上 60W 以下	7 cm ² 以上
	その他	15W 以上 60W 以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（5-79-	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6 W 以上 60W 以下	20cm ² 以上 (※1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車	3 W 以上 60W 以下	20cm ² 以上 (※1)

3(2)⑨に規定するものを除く。)	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ハ 5-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

- ② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- ③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ6m以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であ	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

<p>って車両総重量3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車</p>	
---	--

④ 方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5-79-2-1(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第215条第2項関係)

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

5-79-2-2 テスタ等による審査

5-79-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条第3項関係、細目告示第215条第3項関係)

① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。

③ 自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。

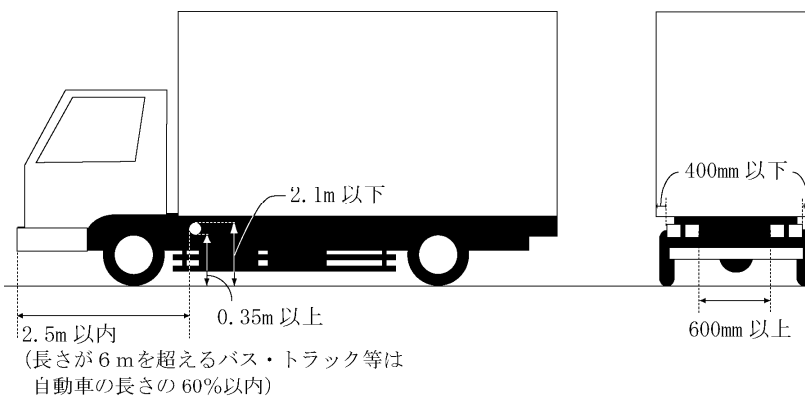
④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部(被牽引自動車に係るものを除く。)及び中央部に方向指示器を備えること。

- ⑤ 牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。
- ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ⑦ ①ただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。
- (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第215条第4項関係）
- ① 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。
- ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体（車体の形状であって、後写鏡、直前直左鏡及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
- ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。
- ⑤ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2.3m）

以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

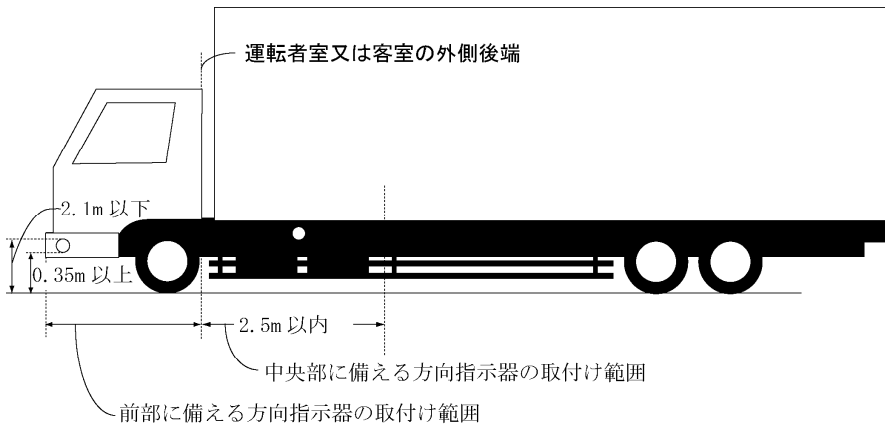
- ⑥ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器の照明部の中心は、地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。
- ⑦ (1)③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2.5m 以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては 2.5m 以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあつては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下(2)において同じ。）の 60%以内、長さ 6m 以上の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が 10 人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）にあつては、自動車の長さの 60%以内）となるように取り付けられていること。

(参考図)



- ⑧ (1)④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。
- ⑨ (1)④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の照明部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2.5m 以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から 4.5m 以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1m から自動車の後端までに相当する点における地上 1m から 1.6m までのすべての位置から照明部を見通すことができるように取り付けられていること。

(参考図)



- ⑩ (1)⑥の自動車の両側面に備える方向指示器(⑨に規定する方向指示器を除く。)の照明部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの60%以内となるように取り付けられていること。
- ⑪ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑫ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ⑬ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- ⑭ 方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの

前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上 0.75m未滿となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- (3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑪(被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未滿の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれら自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る5-79-2-1(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右 2 個ずつであること。

イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上 2.3m以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2.1m以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

- (4) 次に掲げる方向指示器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 5 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

5-79-4 適用関係の整理

4-79-4 の規定を適用する。